

板野町地域防災計画

<概要版>
令和 5 年度修正

板野町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき作成されるもので、町域に係る様々な災害対策を網羅する必要があるため、本編と資料編を合わせると約 400 頁に及ぶ冊子となっています。

本書は、板野町地域防災計画のうち、特に住民の方に周知する必要がある重要な事項を抜き出すとともに、防災対策に係る留意事項等を加え、概要版としてとりまとめたものです。

多くの皆様に、本書を読んで頂き、防災に関心を持つとともに、今後の地域防災力の向上に役立てて頂くことを目的に作成しています。

板野町防災会議

－ 目次 －

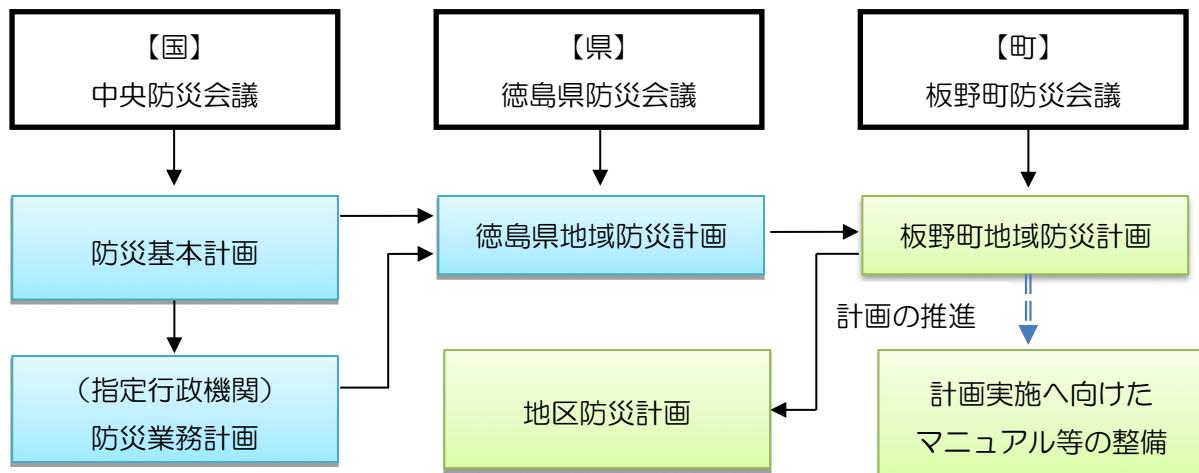
◆ 板野町地域防災計画とは	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画の目的	2
3 想定する災害	2
4 計画の構成と内容	3
5 令和5年度修正のポイント	4
◆ 災害に備える活動	5
1 防災教育の推進	5
2 防災訓練の実施	6
3 自助・共助の推進	7
4 要配慮者の避難支援体制の整備	8
5 防災体制の整備・充実	9
6 防災拠点施設等の整備	10
7 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	10
8 災害備蓄の推進	12
9 都市防災機能の強化	13
◆ 災害が発生したときの活動	14
1 町の応急活動体制	14
2 情報の収集・伝達	16
3 避難活動	17
4 消火・救助・医療活動	20
5 交通対策と緊急輸送	21
6 災害ボランティアとの連携	21
7 二次災害の防止対策	21
8 被災地における生活救援活動	22
◆ 災害からの復旧・復興	23
1 生活再建に向けての支援	23
2 災害復興	24

◆ 板野町地域防災計画とは

1 計画の位置づけ

この計画は、地震や風水害、また、林野火災などの大規模な事故から、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて板野町防災会議が作成する計画で、国の防災基本計画、県の地域防災計画と連携した、町域の防災に関する指針となるものです。

板野町地域防災計画には、防災対策における基本方針のほか、町、県、国、その他関係機関、住民、事業所等の役割分担を示してあります。



内閣総理大臣を会長とする中央防災会議が、日本の防災の基本を示した防災基本計画を作成し、徳島県知事を会長とする徳島県防災会議が県内の市町村や指定地方行政機関、指定公共機関などの防災に関する役割を定めた徳島県地域防災計画を作成します。

板野町地域防災計画は、これらの計画に基づいて作成するものであり、町内での防災活動を効果的かつ効率的に実施することを目的としています。

[板野町防災会議]

板野町防災会議は、災害対策基本法第16条及び板野町防災会議条例に基づいて設置され、町域に係る地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、町長の諮問に応じて町域に係る防災に関する重要事項を審議するための機関です。

2 計画の目的

板野町地域防災計画は、町の防災行政をつかさどる総合的かつ基本的な計画であり、計画では以下の事項について定め、防災対策に万全を期することとしています。

- (1) 板野町及び町域内を管轄する指定地方行政機関、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民等の責務
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- (3) 災害に関する注意報又は警報の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

3 想定する災害

●風水害

全国的に集中豪雨による被害が相次いでいるところですが、本町においても大雨が降った場合には、堤防の決壊、内水氾濫などによって浸水被害が発生する危険性があります。



●土砂災害

本町には多数の土砂災害警戒区域が指定されており、これら警戒区域周辺では、土石流やがけ崩れなどの土砂災害が発生する可能性が高い状況にあります。



●地震災害

南海トラフ巨大地震が発生した場合、本町においても甚大な被害が想定されています。また、町の直下には中央構造線活断層帯と呼ばれる活断層の帶があるとされており、これらの活動に伴う大規模地震により被害が発生するおそれがあります。



●事故災害

その他、本町では、鉄道、道路での事故、危険物の爆発や山林等での大規模火災、更には原子力災害による広域避難者の受け入れなどが想定されます。



4 計画の構成と内容

構 成		内 容
共通対策編	第1章 総 則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱などの共通事項を定めています。
	第2章 災害予防計画	災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置について定めています。
	第3章 災害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定めています。
	第4章 災害復旧計画	住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取組及び復興の基本方針等について定めています。
地 震 対 策 編		地震対策編は、地震対策で特に重要な計画を記載しており、総則において、本町の地震による被害想定を明らかにするとともに、地震対策の予防における重要な事項、地震対策の応急対策における重要な事項に分けて構成しています。
風 水 害 対 策 編		風水害対策編は、風水害対策で特に重要な予防計画と風水害対策の応急対策としての水防計画等を記載しています。
事 故 災 害 対 策 編		鉄道事故、道路事故、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災に係る災害予防対策、発災時における災害応急対策のほか、原子力災害に係る事前対策、緊急事態応急対策及び中長期対策を定めています。
資 料 編		計画に関係する各種資料、様式等をとりまとめ、記載しています。

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めていくものとします。



5 令和5年度修正のポイント

板野町地域防災計画は、災害対策基本法をはじめとする各種法令の改正並びに防災基本計画及び徳島県地域防災計画等と整合を図り、令和5年度に計画の一部修正を行いました。

今回の見直しでは、次の事項に重点を置き、計画の修正を行っています。

(1) 災害対策基本法の改正に伴う見直し

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ① 避難情報の見直し | ○ 避難勧告と避難指示への一本化等 |
| | ○ 避難情報の発令体制の構築 |
| ② 個別避難計画作成の努力義務化への対応 | ○ 避難行動要支援者の避難の実効性確保 |

(2) 国の「防災基本計画」を踏まえた修正

- ① 防災意識の普及・啓発
- ② 要配慮者への取組
- ③ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- ④ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進
- ⑤ 避難情報の適切な発令のための取組
- ⑥ 災害中間支援組織との連携
- ⑦ 災害ケースマネジメントの推進
- ⑧ 盛土による災害防止対策の取組

(3) 新型コロナウイルス感染症を含めた災害時の感染症対策の強化

- ① 指定避難所における対策の推進
- ② 応援に係る感染症対策

(4) DX、GXを活用した災害対応力の強化

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 災害対応におけるDXの推進 | ○ データ収集・分析・加工・共有の体制整備 |
| | ○ 被災者台帳の作成等 |
| ② 災害対応に資するGXの活用 | |

(5) その他、災害教訓や徳島県における防災施策の進展を踏まえた取組の反映

- ① 「徳島県災害廃棄物処理計画」改定に伴う取組
- ② 災害時のペット同行避難対策
- ③ 災害時快適トイレ計画の活用
- ④ 「災害時の安否不明者等の氏名等の公表方針」に基づく公表
- ⑤ 官民連携の被災者支援体制の構築

◆ 災害に備える活動

1 防災教育の推進

【防災知識の普及・啓発】

大規模災害時においては、まず、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守ること（自助）」を基本認識とした上で、「地域コミュニティでの助け合い（共助）」と「行政等の公的な支援（公助）」が、それぞれの役割を十分に果たし、相互の密接な連携・協働の下に行う、住民を挙げての取組が重要となります。

町は、防災出前講座の実施や家族継続計画（FCP）の普及、また、防災週間や防災とボランティア週間等を活用した防災知識の普及・徹底を図っていきます。

防災知識の普及・啓発に当たっては、県及び各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用するとともに、地域の実情に応じた各種講座、集会等の開催など、社会教育を通じた周知徹底に努めます。



普及・啓発事項	予防運動	期間
防災対策及び 地震災害対策に関する事項	徳島県震災を考える日 徳島県震災を考える週間 防災の日 防災週間	9月1日 8月30日～9月5日 9月1日 8月30日～9月5日
風水害対策に関する事項	水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害対策に関する事項	山地災害防止キャンペーン 土砂災害防止月間	5月20日～6月30日 6月1日～6月7日
ボランティアに関する事項	防災とボランティアの日 防災とボランティア週間	1月17日 1月15日～1月21日

【災害教訓の伝承】

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、県と連携の下、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切にまとめて保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めています。

2 防災訓練の実施

町は、県、消防署・消防団、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、地域住民等と連携した総合防災訓練や、台風・局所的な大雨を想定した水防訓練、土砂災害に対する避難訓練、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練など各種個別訓練を実施していくとともに、自主防災組織、事業所等が行う訓練に対し、必要な助言と指導を行っていきます。また、必要に応じて「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等を実施します。

災害時には、住民の方一人ひとりの行動が重要となります。

住民の皆さんにおいては、各種防災訓練への積極的・自主的な参加や、自主防災組織、事業所等における、自主的な総合訓練や防災センターを活用した部分訓練、家庭での防災会議など、防災行動の継続的な実施に努めましょう。

南海トラフ地震臨時情報に伴う対応について

本町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。

平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要となります。

本町では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、建物の耐震性が不足する住居に居住している方や自力での避難が困難な方等、事前避難が望ましい方に対して事前避難の呼びかけを行います。

また、南海トラフ地震が発生した場合には町内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害警戒区域内や防災重点ため池の浸水想定区域内（浸水深0.5m以上の区域）の住民に対して、同様に事前避難の呼びかけを行います。

～ 南海トラフ地震臨時情報の種類・発表条件 ～

キーワード	発表条件
調査中	■観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
巨大地震警戒	■南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	■南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ■想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ■ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	■巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

3 自助・共助の推進

【自主防災組織の育成強化】

町は、住民による自主防災組織の育成及び活性化を図るとともに、企業の防災対策を支援していきます。

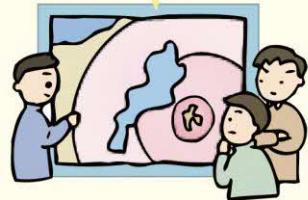
自主防災組織への参加

大規模な災害が発生したとき、交通網の寸断、同時に発生する火災などにより、市・警察署・消防署等の公共機関が十分に対応できない可能性があります。また、それぞれの家庭がバラバラに活動していくは、地域の混乱は一層ひどくなります。そんなときに力を発揮するのが、「地域ぐるみの防災活動」「自主防災組織」です。

「自分の命は自分で守る（自助）」や、「隣近所、地域社会の人とのつながりの大切さ（共助）」など、日頃はなかなか意識しないことが、もっとも重要な防災対策なのです。

「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という意識のもと、自主防災組織に積極的に参加しましょう

阪神・淡路大震災では、
約95%が
自力・家族・友人・隣人に
による救助です。



■ 板野町における自主防災組織の現状

令和2年6月1日

管内世帯数	自主防災組織数	結成地区世帯数	自主防災組織活動力バー率
5,733 世帯	81 団体	5,214 世帯	90.9%

【自主防災組織の活動】

自主防災組織は、平時から地区防災計画の作成や防災訓練、避難訓練を実施し、また、災害時には、隣近所の安否確認や避難の呼びかけを行うなど、地域単位で防災活動に取り組んでいます。災害から地域を守るため、自ら進んで自主防災組織の活動に参加し、災害に強いまちづくりを目指しましょう。

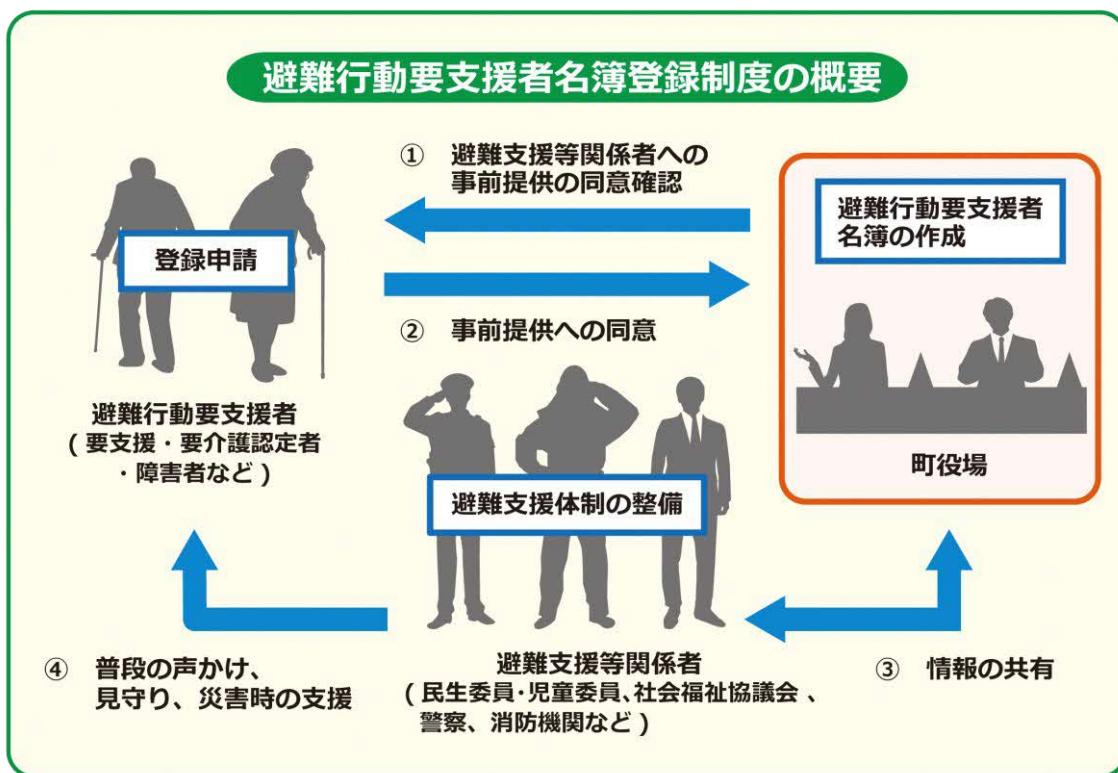
平常時の活動	災害時の活動
<ul style="list-style-type: none">○地区防災計画の作成等日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及○情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練○初期消火、救出・救助用の防災資機材等の備蓄○家庭及び地域における防災点検の実施○地域における避難行動用意支援者の把握○危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び住民等への周知	<ul style="list-style-type: none">○正確な情報の収集及び伝達○出火防止、初期消火の実施○避難誘導及び率先避難○避難場所の開錠・開設、避難者の登録又はその協力○救出救護の実施○給食、給水○高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施○炊き出しの実施及び協力○救援物資の分配及び避難所運営に対する協力等

4 要配慮者の避難支援体制の整備

【避難行動要支援者名簿の作成等】

町は、要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時に支援が必要な方々）への避難活動、避難所生活時の支援体制の強化を図ります。

また、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する要配慮者（「避難行動要支援者」といいます。）を把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（「避難支援等関係者」といいます。）に情報を提供することで、発災時に迅速な対応がとれるよう備えます。



【福祉避難所の指定】

町は、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努めます。

社会福祉施設等における避難計画の整備について

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに、町に報告を行う必要があります。

5 防災体制の整備・充実

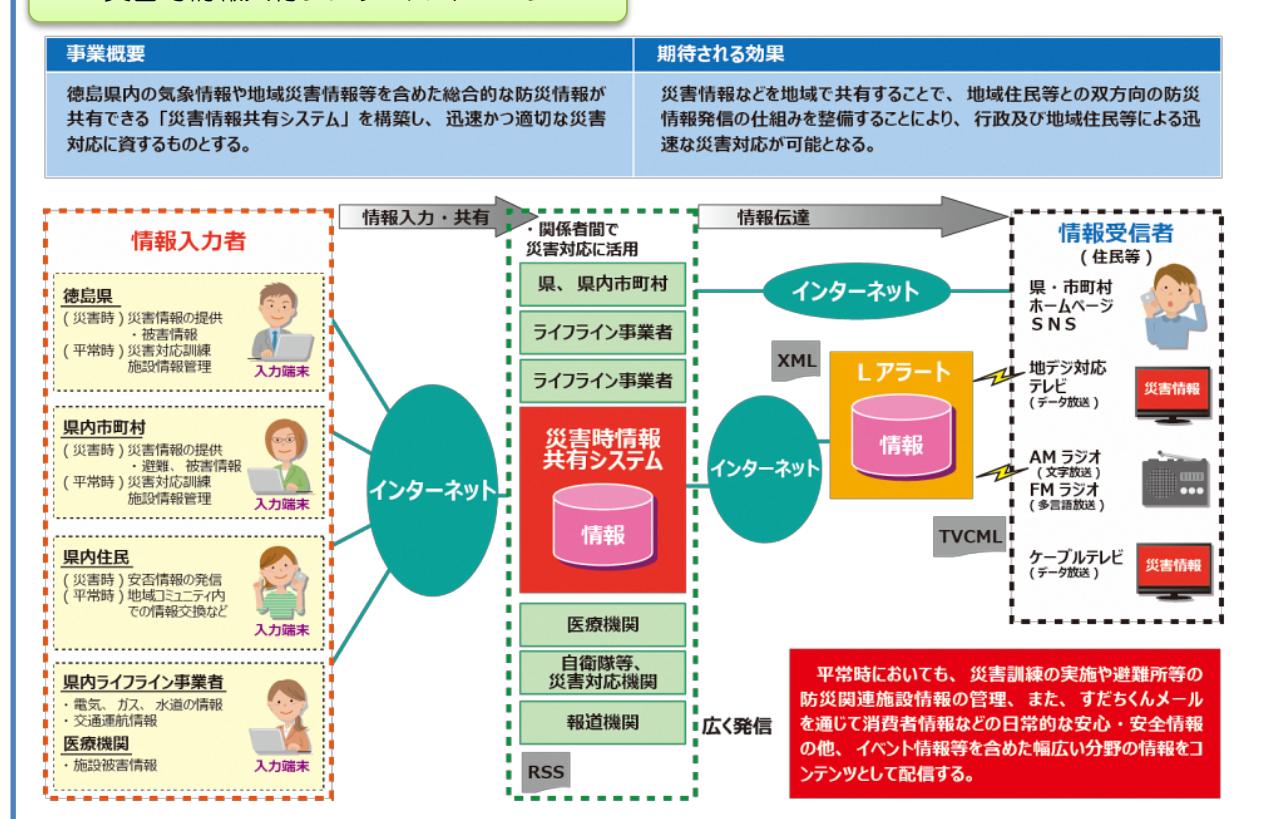
【 災害応急活動体制の整備等 】

町は、災害時における応急対策活動等の円滑な実施に向けて、業務継続計画（BCP）を作成するほか、以下の事項に関し、組織及び体制の整備を図っていきます。

- | | | |
|---------------|-------------|-------------------|
| ・情報収集・伝達体制の整備 | ・広報・広聴体制の整備 | ・消防救急体制の整備 |
| ・災害医療体制の整備 | ・緊急輸送体制の整備 | ・廃棄物処理に係る防災体制の整備等 |

特に、発災時の住民の皆さんへの情報伝達には、防災行政無線、広報車の巡回放送のほか、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ・ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図っていきます。

災害時情報共有システムのイメージ



【 広域応援・受援体制の整備 】

町は、自らの防災力のみでは防災活動を十分に行えなくなると予想される場合に備え、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順、対象業務等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えて実効性の確保に努めています。

また、民間事業者等と災害時における協力に関する協定の締結を推進するなど、災害時にお

ける協力体制の整備を図ります。

6 防災拠点施設等の整備

町では、被災地外からの支援物資や人的応援を速やか、かつ的確に受け入れ、救援・復旧活動を展開するため、防災拠点施設や地域の拠点となる避難所の整備・選定を進めます。

令和3年3月完成の『道の駅「いたの」』防災エリアには、避難所や備蓄倉庫、ヘリポート、耐震性貯水槽等を備えており、災害時の防災拠点施設としての活用を図っていきます。

区分	施設
災害対策活動拠点	板野町役場、道の駅「いたの」
避難拠点	指定避難所
物資輸送拠点（ヘリポート）	板野町田園パーク町民スポーツガーデン、道の駅「いたの」
消防活動拠点	各消防詰所、板野町コミュニティ消防センター
救援物資集積拠点（地域内輸送拠点）	板野町田園パーク健康の館

7 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

町は、迅速かつ的確で安全な避難のため、下表のように目的に応じた施設を選定しています。なお、指定避難所・指定緊急避難場所は、共に災害の種別又は発生した場所や規模などによって使用できない施設があることに注意が必要です。

また、避難指示等の発令により開設する避難所は、その時の状況に応じて発令対象区域内の避難所の中から町が選定し開設します。開設する避難所は、防災行政無線や町ホームページでお知らせします。

種別	施設の概要
指定緊急避難場所	災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる又は家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設です。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設です。
拠点避難所	指定避難所のうち、地区ごとに優先的に開設する避難所です。
福祉避難所	災害時に通常の避難所において、避難所生活をおくることが困難な要配慮

者など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。

【 避難施設一覧 】

地 区	施設名	住所	指定避難所		指定緊急避難場所				
			拠点 避難所	福祉 避難所	災害への対応力				
					洪水	内水	大規模 な火事	土砂 災害	地震
東(大坂)	1 板野東小学校大坂分校 体育館	大坂字宮東20	○	●	●	○	○	○	○
	2 吹田老人憩の家	吹田字神木3-3	○		●	○		○	○
	3 板野東小学校 体育館・講堂	吹田字町東2	○		●	○	○	○	○
	4 板野町東公会堂	大寺字龜山西31-1	○	●	●	○		○	○
	5 中央公民館	大寺字龜山西190-1	○		●	○		○	
	6 板野町町民センター	大寺字龜山西169-5	○	●	(●)	●	○	○	○
	7 大寺老人憩の家	大寺字平井75-1	○		●	○		○	○
	8 郡頭教育集会所	大寺字王子33	○		●	○		○	
	9 岡ノ宮老人憩の家	大寺字岡ノ前138-3	○		●	○		○	
	10 板野中学校 体育館・柔剣道場	大寺字郡領11	○		●	○	○	○	○
	11 板野保育園 管理棟	大寺字岡ノ前20	○		●	○	○	○	○
	12 板野保育園 戯遊室	大寺字郡領27-2	○		●	○	○	○	○
	13 板野町総合センター	大寺字岡ノ前33-1	○		●			○	○
	14 板野町体育センター	吹田字間谷14-1	○		●	○	○	○	○
	15 穂波園指定通所介護事業所	吹田字西山68-10	○		(●)	●	○		○
	16 川端教育集会所	川端字権現1-1	○		●	○		○	
	17 板野町川端老人ルーム	川端字原田33-1	○		●	○		○	○
	18 川端老人憩の家(川端コミュニティセンター)	川端字宮ノ西17-2	○	●	●	○	○	○	○
	19 新田老人憩の家	川端字中手崎52-9	○		●	○		○	
	20 板野高校 体育館	川端字闇ノ本47	○		●	○	○	○	○
	21 高樹老人憩の家	大寺字高樹14-6	○		●	○		○	○
	22 板野町防災ステーション	川端字新手崎18-1	○	●	●	○	○	○	○
西	23 健康の館(板野町田園パーク)	大伏字大柳1	○		●		○	○	○
	24 文化の館(板野町歴史文化公園)	大伏字東谷13-1	○		●	○	○	○	○
	25 大伏老人憩の家	大伏字平山83	○		●	○		○	
	26 那東老人憩の家	那東字道ブチ22-1	○		●	○		○	○
	27 板野町民ふれあいプラザ	那東字大道下10	○	●	(●)	●	○	○	○
	28 板野西小学校 体育館	那東字泉ノ西4-9	○		●	○	○	○	○
	29 黒谷老人憩の家	黒谷字東原24-3	○		●	○		○	
	30 羅漢老人憩の家	羅漢字吉田15-2	○		●	○		○	○
	31 矢武老人憩の家	矢武字鏡松3	○		●	○		○	○
	32 古城老人憩の家	古城字南屋敷44-1	○		●	○		○	○
南	33 唐園老人憩の家	唐園字香殿北20	○		●			○	
	34 南公民館	下庄字栖養46-2	○		●	○	○	○	
	35 板野南小学校 体育館	下庄字栖養44	○		●	○	○	○	○
	36 下庄老人憩の家	下庄字栖養14-1	○		●	○		○	○
	37 板野町南公会堂	下庄字神木59-1	○	●	●	○		○	○
	38 西中富老人憩の家	西中富字雁ヶ坪35	○		●	○		○	
	39 日出家老人憩の家	西中富字宮ノ本28-7	○		●	○		○	
	40 中久保老人憩の家	中久保字当部65-1	○		●	○		○	○
南(町外)	41 藍里病院 新館(3階ホール及び会議室) 藍里病院(グラウンド及び福祉地区) *屋外	上板町佐藤塚字東288-3	○		●	—			

(注)「福祉避難所」のうち No41 藍里病院以外は一般の指定避難所と兼ねています。

台風など風水害(吉野川氾濫時は除く)の際に、まず開設される避難所は以下の5か所となります。

- 板野東小学校大坂分校体育館(東地区)
- 板野町町民センター(東地区)
- 川端老人憩の家(東地区)
- 板野町民ふれあいプラザ(西地区)
- 板野町南公会堂(南地区)

指定緊急避難場所 災害の対応力に係る洪水の凡例	対象河川(想定最大規模)		
	宮川内 谷川	旧吉野川	吉野川
● : 洪水時使用可能	○	○	○
■ : 吉野川洪水氾濫時は使用不可	○	○	×
▲ : 吉野川・旧吉野川洪水氾濫時は使用不可	○	×	×
● : 吉野川・宮川内谷川洪水氾濫時は使用不可	×	○	×
● : 洪水氾濫時は使用不可	×	×	×

避難所における感染症対策について

町は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置の検討を進めます。

8 災害備蓄の推進

町では、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、避難を余儀なくされる方々のために、1日分程度の非常用食料・飲料水、生活必需品等を備蓄台帳で管理し、備蓄の定期的な整備更新を行っています。しかし、災害発生当初などは、町からの支援が届かないことや非常用食料・飲料水、生活必需品等の確保ができない場合があります。

このため、家庭内でも、ローリングストック※や冷蔵庫等での貯蔵を含め、避難生活に必要となる物資の「最低3日間、推奨1週間分」の備蓄に努めるとともに、食料や飲料水、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、貴重品等を入れた非常持出袋を、すぐに持ち出せるように準備し、災害に備えましょう。

※ ローリングストック

備蓄食品を回転（ローリング）させながら備蓄（ストック）するという意味で、日常的に消費する食品を多めに購入し、定期的に食べながら新しいものを買い足すことで、非常食を備蓄する方法です。備蓄食料の賞味期限切れを防ぐことができ、日常から食べ慣れたものを非常食にすることができます。

非常時持ち出し品チェック 事前に確認しましょう。準備ができたら□にチェック！



せっかくそろえた持ち出し品も定期的に点検をしないと使用できない場合があります。
電池や缶詰などの賞味期限を半年に一度ぐらいは点検しましょう。

災害時の停電に備えて（防災無線は年1回電池交換を！）

町から住民の方へ貸与している防災行政無線の戸別受信機は、停電時（コンセントから電源をとれないとき）でも、乾電池で動く仕組みになっています。

そのため、乾電池を入れていない場合や乾電池の寿命が切れていた場合、停電したときに情報が入らない状況が生じかねません。機械本体に入っている乾電池（単2電池×4本）の寿命は、1年が目安ですが、万一に備え、定期的に乾電池の状態を確認し交換を行ってください。



9 都市防災機能の強化

【建築物等の耐震化】

阪神・淡路大震災においては、昭和 56 年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中しました。また、平成 12 年以前の新耐震基準の木造住宅においても、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題となっています。

そのため、町は、県と調整の上、有効な補強方法を広く住民の方々に普及し、自らの住まいの耐震性についての認識を深めるとともに、計画的かつ総合的に、町内全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。

なお、板野町では、地震による木造住宅の倒壊による被害を最小限に止め、安全なまちづくりを目指すために、耐震診断者の派遣に要する費用の一部を補助する事業（板野町木造住宅耐震改修費補助金交付事業）を実施しています。

耐震改修などに関する助成制度について

耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置が設けられています。また、耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対して支援するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施します。

全国各地で
地震が多発しています。



地震による死因の約 9 割は
住宅の倒壊によるものです。



大地震から生命・財産を守
るには住宅・建築物の耐震
化が効果的です。



【都市基盤整備の推進】

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、市街地の進展に伴う新たな災害の発生も懸念されるところです。

町は、このような状況から災害を防除し、被害を最小限にとどめるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより、都市防災機能の強化を推進します。

また、近年問題となっている「空き家対策」についても、「所有者等による適正な維持管理、利活用による地域活性化、除却等による防災性向上を促進させるという仕組みの構築」に努めるとともに、各種施策の展開により、空き家の所有者に対して適正な管理を促していきます。

◆ 災害が発生したときの活動

1 町の応急活動体制

町は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、人命の救助・救出及び安全確保と災害時の活動に関する意思決定を速やかに行うため、勤務時間内外を問わず、全庁的な災害応急活動体制を速やかに確立します。

また、板野町災害対策本部を設置した場合は、県や関係機関などとの調整を行い、関係する職員は、定められた役割分担に基づく災害応急対策活動を実施します。

なお、災害が甚大で、町単独では災害対応が困難なときは、応援協定に基づき、県及び県内市町村や民間団体に対して応援・協力を要請するほか、必要に応じて、県を通じ、自衛隊の災害派遣要請を行います。

板野町災害対策本部とは

板野町災害対策本部とは町域の総合的な災害対策を実施するため、町長を本部長として役場等に設置される防災組織です。

本町における災害応急対策活動の配備体制は、災害種別（地震、風水害、事故災害）ごとに、災害の状況に応じて『準備体制』・『警戒体制』・『非常体制』のいずれかの体制をとり、災害応急対策活動に当たります。

土砂災害の前兆現象など、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合は、その旨を町（088-672-5980）又は警察へ通報してください。

町は、通報を受けた場合、状況に応じてその旨を住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、避難情報の発令等必要な措置をとります。

土砂災害の種類と前兆

土砂災害には、**がけ崩れ**、**土石流**、**地すべり**の3種類があります。

がけ崩れ

傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象

「がけ崩れ」とは、地中にしみこんだ雨水により、急な斜面が突然滑り落ちる現象です。また地震によって起こることもあります。



土石流

山腹が崩壊して生じた土石流又は渓流の土石等が水と一緒に流下する自然現象

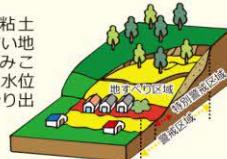
「土石流」とは、谷や山の斜面から崩れた土や石などが、大雨や長雨による水と一緒に流れ出てくる現象です。



地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象

「地すべり」とは、粘土のようなすべりやすい地層に雨水などがしみこみ、その影響で地下水位が上昇し、地面が滑り出す現象です。



土砂災害の前兆現象

大雨や長雨によって、山やがけに水がたくさんしみこむと土砂崩れが発生することがあります。土砂崩れが発生する前には、山やがけなどに異変がみられることがあります。



【町の配備基準】

配備区分	本部	配備時期	
準備体制	/	地震	○南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表されたとき。
警戒体制	連絡本部	地震	○町内に震度4の地震が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。
		風水害	○暴風、大雨、洪水警報等が発表され、警戒を必要とするとき。 ○台風が本町に接近するおそれがあるときで連絡本部責任者が設置の必要を認めるとき。
		事故災害	○大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき。
非常体制	(第一次) 災害対策本部	地震	○町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。
		風水害	○暴風、大雨、洪水警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ○土砂災害警戒情報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ○台風が本町を通過する可能性が高いとき。 ○河川が氾濫注意水位に近づいたとき。 ○徳島県に大雨特別警報が発表されたとき(自動設置)。
		事故災害	○大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、又は特に大きな被害が予想されるとき。
		○その他災害の発生が予想され、町長が設置の必要を認めるとき。	
		地震	○町内で震度6弱以上の地震が発生したとき(自動設置)。
(第二次) 災害対策本部		風水害	○台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
		事故災害	○多数の人的被害など重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき。
		○その他大規模な災害の発生が予想され、町長が設置の必要性を認めるとき。	

2 情報の収集・伝達

【防災情報の収集】

気象、河川水位、震度などの防災情報は、災害対策を行うために非常に重要です。

住民の皆さんには、町からの伝達に加え、テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用して情報収集を行い、災害に備えてください。

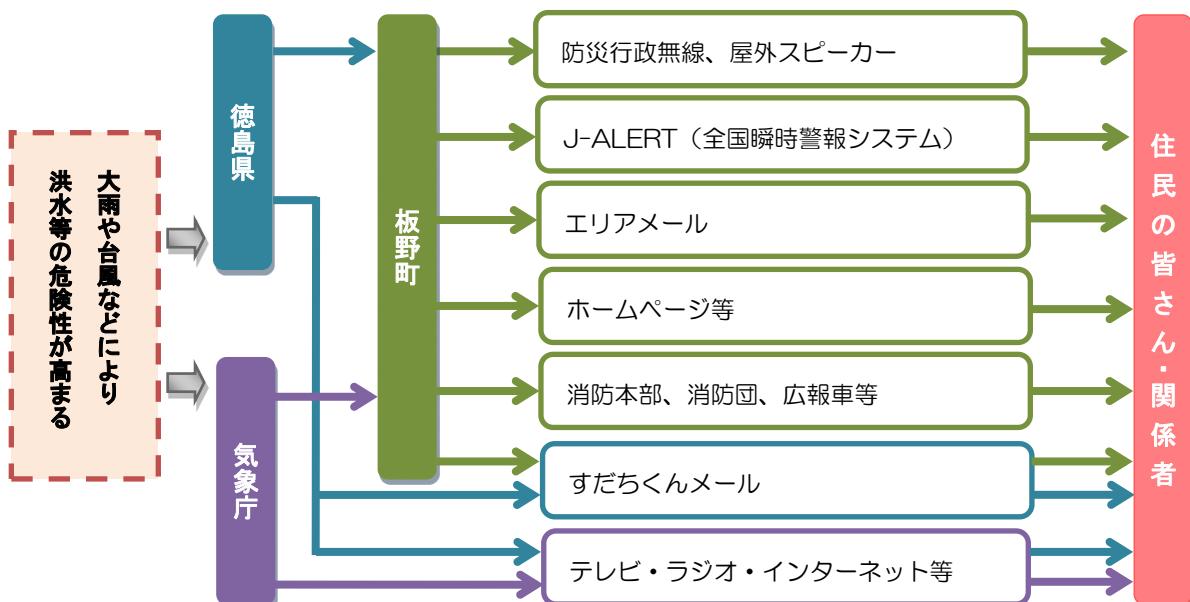
また、避難先でもこれらの情報が受け取れるように備えましょう。なお、防災情報は、町が周知を行うほか、インターネット、テレビ・ラジオなどから以下のような情報が入手できます。

防災関係情報の入手先

- 徳島県総合地図提供システム (<http://maps.pref.tokushima.jp/>)
- 国土交通省 川の防災情報 (<http://www.river.go.jp/>)
- すだちくんメール (<https://s.ourtokushima.jp>) ※ 事前登録が必要です。
- 気象庁 (<https://www.jma.go.jp>)
- 徳島県防災・危機管理情報 (<https://anshin.pref.tokushima.jp>)
- FMラジオ放送 (FM徳島 : 80.7MHz NHK : 83.4 MHz)
- AMラジオ放送 (NHK : 945MHz 四国放送 : 1269MHz)
- 地上デジタル放送 (dボタン)

【防災情報の伝達】

町は、気象に関する警報、注意報、気象情報、火災予防のための気象通報、震度情報などを受領した場合、その現象によって災害が予想される地域の住民の皆さん及び関係者に、以下の系統で伝達を行い、周知徹底を図ります。



3 避難活動

町は、災害が発生した場合、又は災害のおそれがある場合、避難情報を発令します。

住民の皆さんは、避難情報の種類に応じて、速やかに避難行動を開始してください。

なお、災害の性質や発災時の状況によっては、屋外を移動して避難することによりかえって危険が及ぶおそれがある場合もあることから、「近隣の安全な場所」※¹への移動又は「屋内安全確保」※²といった措置を指示することがあります。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動

【避難情報の発令】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none">●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！<ul style="list-style-type: none">・指定緊急避難場所等への立退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none">●発令される状況：災害のおそれ高い●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難<ul style="list-style-type: none">・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none">●発令される状況：災害のおそれあり●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難<ul style="list-style-type: none">・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none">●発表される状況：気象状況悪化●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認<ul style="list-style-type: none">・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none">●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める<ul style="list-style-type: none">・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(注) 突発的な災害の場合、町長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難してください。

【避難誘導】

避難誘導は、消防団、自主防災組織などの協力を得ながら、あらかじめ定められた避難施設まで行うことを原則とします。その際には、以下の事項に留意して避難しましょう。

知りておきたい避難方法

雨足が強まり避難が必要な状況になると、家から避難先までの道路は、普段とまったく違った状態になります。避難時には助け合いの精神と慎重な行動を心がけてください。



【避難行動要支援者の避難支援】

災害時に特に支援を必要とする避難行動要支援者については、「避難支援プラン」に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努めます。

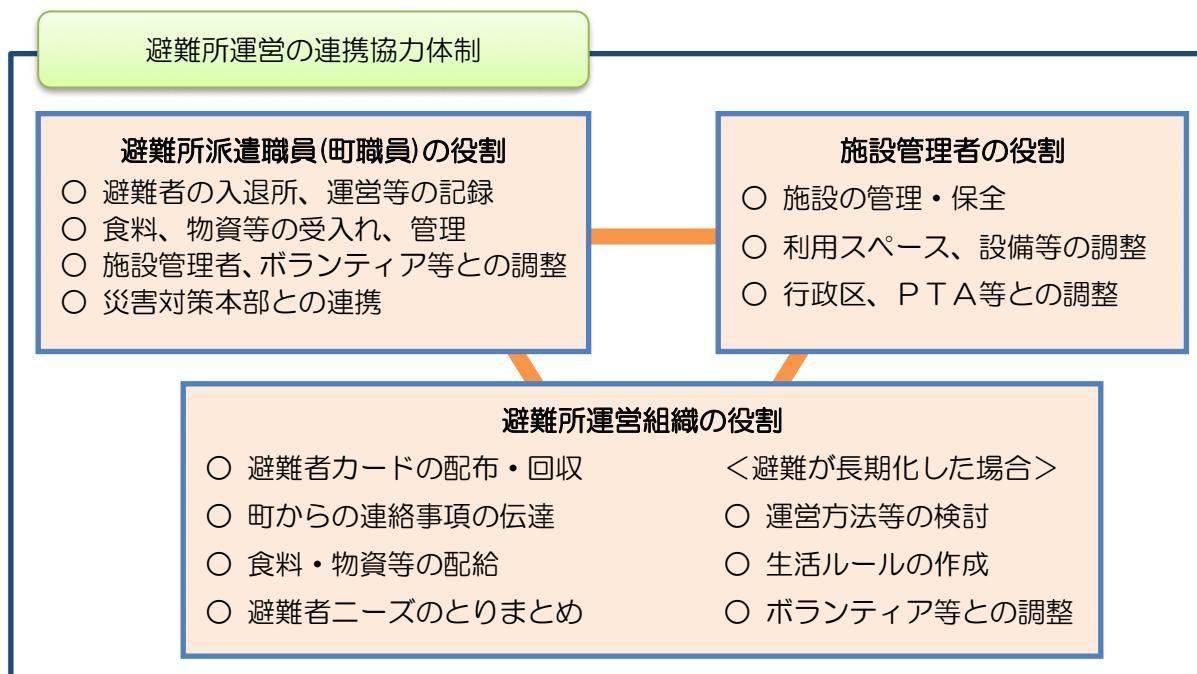


【避難所の開設・運営】

町が避難情報を発令したときは、避難所担当職員を派遣して施設運営管理者とともに避難所を開設します。

なお、避難所の運営は、住民組織を中心とした自主運営を原則とします。

避難所担当職員、ボランティア等は、連携してその運営を支援（飲料水、食料、生活物資の供給のほか、仮設トイレ、ストーブなどの設備や入浴対策、衛生管理など避難生活への支援）します。



避難場所での3つのマナー

避難場所には家と違ってたくさんの人たちが集まります。勝手な行動をしたり、まわりに迷惑をかけるようなことはやめましょう。みんなが不安なときを過ごす場所なのでお互いに協力しあって過ごしましょう。

1 ゆずりあい

避難場所は限られたスペースしかありません。ケガをしている人や体の不自由な人たちなどには場所をゆずりあいましょう。
また、トイレの順番などもゆずりあいましょう。



2 たすけあい

ケガをしている人や体の不自由な人、また病気の人なども避難場所に集まります。
健康で元気な人たちが先頭にたって、みんなが快適に過ごせるようにたすけあいましょう。



3 おもいやり

大きな声を出したり、走り回ったりすると、まわりの人たちの迷惑になります。お互いにおもいやり気持ちをもって、避難場所では過ごしましょう。



4 消火・救助・医療活動

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題です。

町は、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施します。

【 消火・救助活動 】

大地震では複数の火災が同時発生したり、倒壊した建物や崩れた土砂の下敷きになる場合も多く、早期救出が生死を分けることになることから、消防署や消防団、警察署等防災関係機関のほか、行政区・自主防災組織、事業所、地域住民等による初期消火や救出活動も重要となります。

【 医療活動 】

多数の傷病者が発生したときは、町内の医療機関などと連携して、医療（助産）救護活動を行います。また、必要に応じて後方医療機関へ搬送します。

◆ 家族・知人の安否を確認するには

大規模災害発生時は、電話がかかりにくい状況が数日続くことがあります。このような状況下では、「自分の安否を家族や知人に伝達する」ための「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板」が開設されます。

このサービスを利用することにより、家族や知人の安否を確認することができます。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

下記に従い「災害用伝言ダイヤル171」開設時に171にダイヤルしてください。

電話番号には、それぞれ次の番号を市外局番から入力してください。

- 被災地の方・・・自宅又は連絡を取りたい被災地の方の電話番号
- 被災地以外の方・連絡を取りたい被災地の方の電話番号



伝言の録音方法

171にダイヤルする

「1」をダイヤル

* 電話番号（市外局番から）

伝言を録音する



伝言の再生方法

171にダイヤルする

「2」をダイヤル

* 電話番号（市外局番から）

伝言が再生される

5 交通対策と緊急輸送

町は、大規模な地震が発生したときなどは、災害時の緊急車両の通行を確保するため、道路や橋の被害を早急に把握して、緊急輸送道路等の重要な路線から順次復旧を図ります。

【 交通対策 】

大規模な災害時においては、一般車両の通行が制限される場合があります。車両の運転者は、速やかに車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動してください。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行います。

なお、避難の際には、避難所・避難場所までの経路をよく確認して、原則として徒步で避難するようにしましょう。

【 緊急輸送 】

物資の輸送などは、町内輸送業者、徳島県トラック協会等に要請します。

また、災害の状況に応じて傷病者の搬送等のために、ヘリコプター臨時離発着場を開設してヘリコプターの運航を要請するなど、輸送手段の確保を図ります。

6 災害ボランティアとの連携

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。

町は、大規模な災害発生時におけるボランティアの申入れに対して、社会福祉協議会と協力してボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れを行います。

また、ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくくなるため、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有や、ボランティア活動に必要な支援を行います。

ボランティア活動保険への加入

ボランティア活動に参加する際には、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険にご加入ください。

7 二次災害の防止対策

町は、災害発生後の降雨又は余震などに備え、土木・農林施設、危険物施設などにおける被害拡大防止措置や建築物の応急危険度判定などの二次災害防止対策を行います。

8 被災地における生活救援活動

町は、災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機能の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の方々の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、その他必要な救援の迅速な実施に努めます。

活 動	活動の概要
飲 料 水 の 供 給	水道が断水したときは、断水地区の救護所や医療機関などの重要施設を優先的に給水し、その後、断水地区に応急給水所を設置して住民の方への給水を行います。住民の皆さんには、平常時において、家庭での飲料水の備蓄や、応急給水を受ける容器等を準備しておいてください。
食 料 ・ 生 活 必 需 品	災害発生当初は役場備蓄品を供給し、不足する場合は町内の流通業者などから必要量を調達するものとします。なお、災害発生直後は、食料や生活用品の調達が困難となり、十分な量の確保が困難となることが予想されますので、普段から家庭内備蓄に心掛けることが大切です。
衛 生 ・ 防 疫 対 策	災害時は断水で水洗トイレが使えなくなることがあります。町では、業者などから仮設トイレを調達して、避難所などに設置します。 また、水害が発生したときは、浸水地域の住家の消毒を実施し、感染症の防止に努めます。
住 宅 対 策	災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅の供給、住宅の応急修理の実施、公営住宅のあっせん等により、一時的な居住の安定を図ります。
廃 棄 物 対 策	災害時には、がれき等の廃棄物も大量発生するほか、交通の途絶等に伴い、一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となることが想定されます。町は、災害発生に伴う建物等からのがれきや避難所からのごみ・し尿を、迅速かつ適正に処理して、住民の方々の生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図っていきます。
遺体の搜索・処理等	災害により死亡していると推定される方については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない遺体については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図っていきます。
文 教 対 策	災害時においては、児童生徒等の安全を確保するとともに、教育施設、教員、学用品等の確保を図り、学校教育活動の円滑な実施に努めます。
義 援 金 ・ 義 援 物 資 の 受 入 れ ・ 配 分	県と連携して、希望する義援品の品目と送り先などについて、報道機関を通じて広く公表し、受入れ及び配分を行います。また、必要に応じて義援金の募集を行います。

◆ 災害からの復旧・復興

1 生活再建に向けての支援

災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、災害見舞金等の支給、生活資金の貸付、町税の減免などの被災者支援に取り組むほか、関係法令による財政援助を受けて災害復旧事業を推進するなど、迅速な災害からの復旧を図り、安全・安心なまちづくりに努めます。

活動	活動の概要
被災者の生活支援・福祉対策等	町、県及び国が窓口となって行う被災者の生活確保に関する各種措置（災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、生活福祉資金（災害援護資金）の貸付、母子寡婦福祉資金の貸付、被災者生活再建支援金の支給等）を講ずることにより、住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図ります。
被災者への融資	災害により住宅に被害を受けた住民の皆さんに対する県、国などによる支援策として、民間賃貸住宅の紹介、公営住宅のあっせん、住宅金融支援機構による融資などがあります。被害の状況により、これらの支援策が実施される場合、町は、制度の内容について周知を図ります。 また、町内の中小企業や農林畜産業者の皆さんに対しては、必要に応じて県と連携し、各支援制度の適用条件などに基づき、復興支援措置を行います。
罹災証明書の交付	罹災証明書は、被災者生活再建支援金等の受給、町税の減免などに必要な証書です。町では、二次災害等の危険が解消した後、家屋の被害状況を調査して、被害程度を判定し、罹災証明書を発行します。
相談窓口の開設	災害により被害を受けた住民の方が速やかに安定した生活を確保できるよう、町役場内に相談窓口を開設し、生活相談、弔慰金等の支給、援護資金等の相談に応じます。
安否情報の提供	被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。
被災者台帳の作成	必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

2 災害復興

大規模な災害が発生し、地域が壊滅的な被害を受けた場合、町は、都市機能と住民生活の円滑かつ計画的な復旧・復興を図るため、県や関係機関と連携して災害復旧・復興体制を確立します。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状回復を目指すか、又は、更に災害に強いまちづくりなどの中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、住民の皆さんとの合意形成を図りながら、復旧・復興の基本方向を定めるとともに、これに基づき復興計画を作成します。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進していきます。

原子力災害の特殊性への対応

原子力災害への対応としては、国、県や関係事業者等との確実な情報収集や連絡体制を確保するとともに、住民への的確な情報提供体制の整備を図ります。

また、飲食物の摂取制限などに関する体制の整備、緊急被ばく医療への協力、緊急時環境放射線モニタリングへの協力など、原子力災害特有の状況にも対応できるよう、国、県等とも連携を図りながら万全な体制の確立に取り組んでいきます。

さらに、広域避難者を受け入れる場合は、避難所の設置・運営等を行うほか、避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報を提供するとともに、町及び県の避難者支援に関する情報を提供していきます。

発 行 日 ■ 令和6年3月

発 行 ■ 徳島県板野町

〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南 22 番地2

TEL.088-672-5980

FAX.088-672-5553

ホームページ <http://www.town.itano.tokushima.jp/>

企画編集 ■ 板野町総務課

